

四日市市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月18日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第69号

四日市市火災予防規則の一部を改正する規則

四日市市火災予防規則（昭和56年四日市市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第9条関係）

電 気 設 備 設 置 届 出 書

四日市市 消防署長						年 月 日		
届 出 者						住 所		
氏 名						(電話)		
届 出 の 種 別		変電設備・発電設備・蓄電池設備・燃料電池発電設備・急速充電設備						
防 火 対 象 物		所在地		(電話)				
		名 称		用途				
設 置 目 的								
設 備 概 要	電 圧				全出力又は蓄電池容量			
	設置位置		構 造	階 層	床 面 積	消防用設備等又は特殊消防用設備	換 気 設 備	
					m ²			
	そ の 他							
主 任 技 術 者		職				氏名		
工 事 施 工 者		住 所						
		氏 名		(電話)				
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日		竣 工 予 定 年 月 日		年 月 日		
※ 受 付 欄				※ 経 過 欄				

- 備考
- この用紙の大きさは、A4とすること。
 - 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 「届出の種別」欄は、該当するものを○で囲むこと。
 - 「電圧」欄には、変電設備にあつては一次電圧及び二次電圧を記入すること。
 - 「階層」欄には、設備を屋外に設置する場合は「屋外」、屋上に設置する場合は「屋上」と記入すること。
 - 「全出力又は蓄電池容量」欄には、急速充電設備、燃料電池発電設備、発電設備及び変電設備にあつては全出力を、蓄電池設備にあつては蓄電池容量を記入すること。
 - 「設備概要」欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
 - 当該設備を設置する建築物等の付近見取図、配置図、当該設備の配置図及び当該設備設計図書を添付すること。
 - ※印の欄は、記入しないこと。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(消防本部予防保安課)